

○学部・研究科の理念

薬学は医薬品の創製、生産、適正な使用を目標とする総合科学であり、諸基礎科学の統合を基盤とする学際融合学問領域と位置づけられる。本学部・研究科は諸学問領域の統合と演繹を通じて、創造的な薬学の“創”と“療”の拠点を構築し、先端的創薬科学・医療薬学研究を遂行して人類の健康と社会の発展に貢献することを目標とする。

○薬学研究科

【教育理念】

創造的な薬学の“創”と“療”の拠点を構築し、薬学の学修・研究を通じて、創薬研究者と先端医療を担う人材を育成することによって、人類の健康と社会の発展に貢献することを理念とする。

【人材養成の目的】

生命倫理を基盤に、薬学の基礎となる自然科学の諸学問と薬学固有の学問に関する知識と技術および、研究者、医療人として適正な態度を修得し、独創的な創薬研究を遂行しうる薬学研究者、高度な先端医療を担う人材の育成を目指す。

薬学専攻

【理念】

医療薬学・臨床薬学の学修・研究を通じて、高度な先端的医療薬学・臨床薬学の発展を担いうる人材を育成することによって、人類の健康と社会の発展に貢献することを理念とする。

【人材養成の目的】

生命倫理を基盤に、医療薬学・臨床薬学および関連分野の高度な専門能力と優れた研究能力の涵養を通じて、将来的に高度な先端医療を開拓する医療薬学・臨床薬学関連の研究・教育・医療の中核を担いうる薬剤師、研究者、教育者として求められる資質と能力を有する人材の育成を目指す。

○カリキュラム・ポリシー

1. 博士課程では、医療薬学・臨床薬学の研究領域を中心とした高度で先端的な専門知識と技能、研究を企画・遂行できる能力を修得させ、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、高度な先端医療を開拓する医療薬学・臨床薬学関連の研究・教育・医療の中核を担うことができる薬剤師および関連領域の人材を養成する。
2. 自己の研究を専門の研究分野において適格に位置づけ、その成果と意義を国際的な水準で議論し、必要に応じて協力体制の構築に寄与できる能力を養わせる。
3. 学問の過度の専門化に陥ることなく、幅広い視野から自己の研究を位置づけて「知の体系」を構築できるよう、専門分野にとらわれない分野横断的な学修ができるカリキュラムを実施し、常に進取の精神をもって未踏の分野への挑戦を目指す素地を形成する。
3. 物事の本質を洞察して研究の深化を図るとともに、強い責任感と高い倫理性とをもってその研究を見つめ、それが人や自然との共生にかなっているかどうか絶えず批判的に吟味する力を育てる。

○ディプロマ・ポリシー

1. 原則として4年以上在学して研究指導を受け、薬学研究科が教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して30単位以上を修得し、かつ独創的研究に基づく博士論文を提出し、所定の試験に合格することが、学位授与の要件である。修得すべき授業科目には、講義、実習、演習、実験が含まれる。

2. 博士課程修了にあつては、以下の点に到達していることを目標とする。

- (1) 高度な基礎科学の理解および医療薬学、臨床薬学領域を中心とした薬学の体系的・先端的知識と技能を備え、それらを柔軟に活用する能力を身につけている。
- (2) 薬学に関する深い学識を基に、独自の発想力を発揮して研究を実施し、新たな知的価値を創出することができる。
- (3) 科学・技術および広汎な社会的課題について薬学の知識を総合して複数の解決策を提示でき、また、世界が将来直面する可能性のある課題についても、それを把握・予測し、科学的根拠に基づいて、柔軟かつ的確に対応できる高度な解決力を有している。
- (4) 薬学の意義と重要性を理解し、高い倫理性をもって、その発展および臨床応用に寄与することを目指した行動を通して、人や自然との調和ある共存に貢献できる。
- (5) 幅広い視野と教養を身につけ、薬学に関する研究成果を世界に向けて発信・説明できる能力を有している。

○学位授与基準

博士学位論文の審査にあたっては、学位論文が当該分野における学術的意義、新規性と創造性、研究によってもたらされた知見の科学的検証または証明の妥当性などを有しているかどうか、ならびに学位申請者が、研究企画力および研究遂行力、論理的説明能力、関連研究領域における高度で幅広い専門的知識、学術研究における高い倫理性等を有しているかどうかを基に審査する。

は じ め に

薬学は、人体に働きその機能の調節等を介して疾病の治癒、健康の増進をもたらす「医薬品」の創製、生産、適正な使用を目標とする総合科学であります。京都大学薬学研究科は、諸学問領域の統合と演繹を通じて世界に例を見ない創造的な薬学の“創”と“療”の拠点を構築して、生命倫理を基盤に独創的な創薬研究を行うことのできる資質と能力を有する研究者の育成と先端的創薬科学・医療薬学研究の遂行を通して社会の発展に貢献することを目標としています。

京都大学薬学研究科は、昭和 28 年に設置され、昭和 40 年に 2 専攻 13 講座となり平成 4 年まで運営されていましたが、平成 5 年に 2 講座の新設を含む独立専攻が新たに設置され、さらに平成 9 年には大学院重点化を行い、3 専攻 8 大講座 3 協力講座からなる体制に再編成され、先端的な薬学研究に取り組むこととなりました。さらに、平成 15 年から 2 つの寄附講座、平成 18 年には 3 分野からなる総合薬学フロンティア教育センター、平成 19 年には新たに 4 番目の専攻および 1 つの寄附講座がそれぞれ設置されました。平成 21 年度までは、創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻、医薬創成情報科学専攻の 4 専攻 12 講座 35 分野（4 協力講座、3 寄附講座、4 プロジェクト型分野（統合薬学フロンティアセンター））から成っていましたが、学部教育制度の変更に伴って修士課程の創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻の 3 専攻が薬科学専攻の 1 専攻に改組され、平成 22 年度から医薬創成情報科学専攻との 2 専攻体制になりました。同年、統合薬学教育開発センター（4 分野）、最先端創薬研究センター（2 分野）が新設されました。さらに平成 24 年度からは博士後期課程も 3 専攻から薬科学専攻の 1 専攻に改組され医薬創成情報科学専攻との 2 専攻体制になると共に六年制学部卒業生を対象とする博士課程薬学専攻が新設されました。平成 30 年度現在では、3 専攻 12 講座 36 分野（11 協力講座、1 寄附講座、5 プロジェクト型分野（統合薬学教育開発センター、先端創薬研究プロジェクト））となりました。

薬科学専攻および医薬創成情報科学専攻においては 2 年間の修士課程（博士前期課程）とそれに続く 3 年間の博士後期課程からなっています。修士課程薬科学専攻においては、講義、基礎演習、実験、実習、特別演習を履修し、さらに特定の研究課題について指導教員の指導による研究を行います。講義は概論、実験技術、研究特論に区分されており、それぞれに配当される科目の中から、定められた数以上の科目を選択して履修しなければなりません。基礎演習、実験、実習、特別演習の履修は必修です。一方、修士課程医薬創成情報科学専攻においては、導入教育、講義、スキル修得を履修し、さらに特定の研究課題について、指導教員の指導による研究、医薬創成 IT コンテンツ制作を行います。導入教育においては専攻科共通のものとともに、生命科学系出身者は情報系科目、情報科学系出身者は、実験系科目を履修し、薬学研究に必要な基盤を固めます。また、講義、スキル修得においては、情報系と実験系の両者のそれぞれ 1 科目ずつを履修します。博士後期課程においては、講義、演習と共に指導教員の研究指導のもとに、

最先端のサイエンスに挑戦する、創造性豊かな高度な科学研究を行います。

薬学専攻は平成 18 年度以降に入学した六年制の薬学部・薬科大学を卒業した後さらに広い視野に立って専門的学識を深め、研究の力を養うことを希望する学生が進学する 4 年間の大学院博士課程です。博士課程薬学専攻においては、講義、演習、実験、実習を履修し、さらに特定の研究課題について指導教員の指導による研究を行います。講義は概論、実験技術、研究特論に区分されており、それぞれに配当される科目の中から、定められた数以上の科目を選択して履修しなければなりません。概論、実験技術、演習、実験、実習の履修は必修です。

修士課程または博士後期課程を修了し、研究論文の審査および試験に合格した者には、「修士（薬科学）」または「博士（薬科学）」（ただし、平成 21 年度以前の創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻への入学者については「修士（薬学）」または「博士（薬学）」）の学位が授与されます。また、博士課程を修了し、研究論文の審査および試験に合格した者には、「博士（薬学）」の学位が授与されます。

薬学研究科の出身者は主に大学、企業、国公立研究所、官庁、医療機関などに就職し、その専門ならびに関連領域において研究者、教育者、技術者、薬剤師などとして活躍しています。社会のグローバル化に伴い、リーダーとして活躍するには博士取得が必須となっています。

大学院時代は先端的創薬科学・医療薬学研究を遂行する能力を鍛え、研究者、教育者などとして飛躍する基盤を築く時期ですから、心身の健康に留意しつつ有意義な大学院生生活を過ごされることを期待しています。

薬学部・薬学研究科沿革

年 月 日	記 事
昭和 14. 3. 30	医学部に薬品分析化学講座、薬品製造学講座新設
3. 31	医学部に薬学科新設
15. 6. 25	有機薬化学講座新設
12. 10	無機薬化学講座新設
16. 4. 15	生薬学講座新設
12. 27	学位規程の一部改正により本学にて授与の学位中に薬学博士追加
12. 28	医学部薬学科第1回卒業式挙行
24. 5. 31	国立学校設置法により新制京都大学設置
26. 4. 1	薬剤学講座新設
27. 4. 1	生物薬品化学講座新設
28. 4. 1	京都大学大学院に薬学研究科（薬学専攻）設置
4. 7	大学院薬学研究科規程制定
29. 4. 1	医学部内に有機微量元素分析総合研究施設設置
35. 4. 1	薬学部（薬学科）設置
	医学部の薬品分析化学、薬品製造学、有機薬化学、無機薬化学、生薬学、薬剤学、生物薬品化学の各講座を廃止し、薬学部薬品分析学、薬品製造学、有機薬化学、無機薬化学、生薬学、薬剤学、生物薬品化学の各講座を新設
	医学博士教授山本俊平医学部長、薬学部長事務取扱に就任
	有機微量元素分析総合研究施設内規の一部改正により薬学部内に同施設附置
4. 12	薬学部規程制定
5. 1	薬学博士富田真雄教授初代薬学部長に就任
36. 4. 1	製薬化学科新設、薬用植物化学講座新設
37. 4. 1	薬品作用学講座、薬品工学講座新設
38. 4. 1	薬品物理化学講座、衛生化学講座新設
39. 4. 1	放射性薬品化学講座新設
40. 4. 1	薬学研究科製薬化学専攻新設
41. 4. 1	薬品作用学講座を薬理学講座に、生物薬品化学講座を生物化学講座に改める
48. 4. 12	薬学部附属薬用植物園設置
52. 2. 24	薬学博士井上博之教授初代薬学研究科長に就任
62. 5. 21	薬品工学講座を微生物薬品学講座に改める
平成 5. 4. 1	薬品作用制御システム専攻（独立専攻）新設
9. 4. 1	薬学部の薬学科、製薬化学科を総合薬学科に改組
	薬学研究科の薬学専攻、製薬化学専攻、薬品作用制御システム専攻を創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻に改組
10. 4. 9	附属薬用植物園を大学院薬学研究科附属に移行
11. 4. 1	生命科学研究科設置
14. 4. 1	薬品製剤設計学講座薬品分子構造学分野を同講座ゲノム創薬科学分野に改称
	薬品機能統御学講座に構造生物薬学分野を新設
14. 10. 31	薬学研究科総合研究棟竣工
15. 4. 1	寄附講座「創薬神経科学講座」を新設
	薬学研究科附属創薬・医療連携薬学コア部門新設
15. 8. 1	寄附講座「医薬品理論設計学」講座新設
15. 9. 4	21世紀COEプログラム採択に伴い協力講座生命知識システム学分野設置 (設置期間：21世紀COEプログラム実施期間)
16. 4. 1	国立大学法人京都大学設立
18. 4. 1	薬学部の総合薬学科を薬科学科、薬学科に改組
	薬学研究科附属統合薬学フロンティア教育センター新設
19. 4. 1	医薬創成情報科学専攻（独立専攻）新設
5. 1	寄附講座「ナノバイオ医薬創成科学講座」を新設
20. 10. 1	寄附講座「システム創薬科学講座」を新設
21. 4. 1	革新的ナノバイオ創薬研究拠点を新設
22. 4. 1	最先端創薬研究センター新設
22. 4. 1	創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻（修士課程）を薬科学専攻（修士課程）に改組
	統合薬学教育開発センター新設
24. 4. 1	創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻（博士後期課程）を薬科学専攻（博士後期課程）に改組
	薬学専攻（博士課程）新設
	寄附講座「医薬産業政策学講座」を新設
26. 5. 31	附属薬用植物園移設